

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成30年3月7日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準（平成16年4月1日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：謝金区分等の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2、<u>別表3</u>及び<u>別表4</u>のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式（第2関係）「謝金にかかる伺書」〔省略〕 別表1～<u>別表4</u>（第3関係）</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2及び<u>別表3</u>のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式（第2関係）「謝金にかかる伺書」〔省略〕 別表1～<u>別表3</u>（第3関係）</p>

※別表1～別表4については、別紙「改正」参照

※別表1～別表3については、別紙「現行」参照

別表 1

謝金基準単価表

No	区 分	単 位	単価(円)	摘 要	備 考(源泉徴収等)
1	経営協議会委員等謝金	回	20,000	経営協議会委員及び教育諮問会議委員	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
2	会議出席謝金	回	10,000	協力者会議等	1回あたり2時間を標準 月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
3	特別講演謝金	回	50,000	著名人による記念講演的性格を有するもの	1回あたり2時間を標準 報酬
4	一般講演謝金	回	30,000		1回あたり2時間を標準 報酬
5	指導講師謝金①	時間	7,000	講義・実技指導(専門的知識の提供)	報酬
6	指導講師謝金②	時間	5,000	研究集会等における指導・助言(専門的知識の提供)	報酬
7	労務謝金①	時間	1,200	専門的知識・技術等を必要とする高度な事務補助	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
8	労務謝金②	時間	1,000	一般的な事務補助	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
9	労務謝金③	時間	960	会場設営等の軽作業	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
10	カウンセラー謝金	時間	3,500		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
11	医師等謝金①	回(半日)	25,000	医師(内診・ツベルクリン反応等検査)・歯科医師	1日の場合は原則2倍以内 月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
12	医師等謝金②	回(半日)	10,000	臨床検査技師	1日の場合は原則2倍以内 月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
13	医師等謝金③	回(半日)	5,000	看護師・保健師等	1日の場合は原則2倍以内 月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
14	原稿謝金(日本語)	枚	1,500	400字	報酬
15	原稿謝金(外国語)	枚	3,000	300語	報酬
16	原稿校閲謝金(日本語)	枚	800	400字	報酬
17	原稿校閲謝金(外国語)	枚	2,100	300語	報酬
18	表彰状揮毫謝金	枚	1,000	名誉教授・永年勤続(名前・日付等)	源泉徴収必要なし
19	卒業証書揮毫謝金	枚	300	学位記を含む	源泉徴収必要なし
20	立看板等揮毫謝金①	枚	2,000	2,100×690mm程度	源泉徴収必要なし
21	立看板等揮毫謝金②	枚	3,000	3,000×700mm程度	源泉徴収必要なし
22	立看板等揮毫謝金③	枚	4,000	4,000×1,000mm程度	源泉徴収必要なし
23	同時通訳謝金①	日	56,000	英語	学生への依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
24	同時通訳謝金②	日	63,000	英語以外の外国語	学生への依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
25	逐次通訳謝金①	時間	5,800	英語	学生への依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
26	逐次通訳謝金②	時間	5,800	英語以外の外国語	学生への依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
27	翻訳謝金①	枚	3,200	和文英訳(和文400字)	報酬
28	翻訳謝金②	枚	2,200	英文和訳(英文300語)	報酬
29	チューター等謝金	時間	1,000		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
30	現場実習等委託謝金			※別表3による	個人への支払でないため、所得税は徴収しない
31	ホームステイ協力謝金			※別表2による	報酬ではあるが「家賃相当」とみなし、所得税は徴収しない
32	教育実習協力校謝金			※別表3による	個人への支払でないため、所得税は徴収しない

◎本学における謝金の単価を上記のとおりとする。ただし本表は、標準的な額(上限)を示したものであるが、執行にあたっては、予算額、事業内容を勘案し、必要に応じて調整することは可能である。

◎本表により難しい場合は、事前に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。また、受託事業等で本表により難しい場合も、交付決定時に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。

◎源泉徴収等について

※非居住者(外国に居住している者)への日本国内での人的役務の提供 20.42%の所得税

※報酬(講演謝金又は指導講師謝金)の用務に併せてそれに係る旅費(旅行命令伺書等による)を支出する場合、報酬の一部として10.21%の所得税の対象となるので、諸謝金にかかる伺書、旅行命令伺書等のそれぞれ上部余白に「旅費あり」、「謝金あり」と朱書きで明記すること。

ホームステイ受入れ家庭に対する謝金

留学生数	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日	日帰り
1人	8,700	17,400	26,100	34,800	<u>42,600</u>	4,400
2人	14,700	29,400	44,100	58,800	<u>72,600</u>	7,400
3人	20,700	41,400	62,100	82,800	<u>102,600</u>	10,400
4人	26,700	53,400	80,100	106,800	<u>132,600</u>	13,400
5人	32,700	65,400	98,100	130,800	<u>162,600</u>	16,400
6人	38,700	77,400	116,100	154,800	<u>192,600</u>	19,400
7人	44,700	89,400	134,100	178,800	<u>222,600</u>	22,400

∴謝金の計算基準

1泊2日の謝金単価は旅費法の3級以下の職務にある者の宿泊地(甲地)を基準として計算する。(8,700円)

ただし、東京近郊以外の地方の場合は乙地を適用する。

2泊以上の場合は、1泊の謝金単価に泊数を乗じた額とする。

日帰りの場合は、1泊2日の1/2の額とする。

留学生が2人以上の場合は1人増加するごとに6,000円(8,700円の70%)を加算する。(100円未満の端数は切り捨てる)

【現行】

別表 3

協力学校教育実地研究委託謝金算出基礎

学 校 種 別	実習期間	実習生1名につき	実習校1校につき
幼稚園・小学校・中学校	2週間	5,000	5,000
高等学校・中等教育学校・ <u>情緒障害学級</u>	3週間	7,000	5,000
特別支援学校・ <u>言語障害児学級</u>	4週間	9,000	5,000
<u>博物館等(諸資格「博物館実習Ⅱ」)</u>	<u>10日～14日</u>	<u>1館1名</u>	<u>7,000</u>
<u>福祉施設等(諸資格「社会福祉援助技術現場実習」)</u>	<u>4週間</u>	<u>1施設1名</u>	<u>14,000</u>
	<u>2週間</u>	<u>1施設1名</u>	<u>7,000</u>

注:ただし, 条例などの制度的な根拠により謝礼金を求められない場合は, 予算の範囲内で実習校からの要求に応じた金額を支出する。

【改正】

別表 1

謝金基準単価表

NO.	種 別	単 価	備 考	所得税の取扱
1	経営協議会委員等謝金	20,000 円/回	経営協議会委員及び教育諮問会議委員	月(乙)・日(丙)
2	会議出席謝金	10,000 円/回	協力者会議等 1回あたり2時間を標準とする	月(乙)・日(丙)
3	特別講演謝金	50,000 円/回	著名人による記念講演的性格を有するもの 1回あたり2時間を標準とする	報酬
4	一般講演謝金	30,000 円/回	1回あたり2時間を標準とする	報酬
5	指導講師謝金①	7,000 円/時間	専門的知識の提供 (講義・実技指導等)	報酬
6	指導講師謝金②	5,000 円/時間	専門的知識の提供 (研究集会等における指導・助言)	報酬
7	教育研究補助等謝金①	1,200 円/時間	専門的知識・技術等を必要とする業務	月(乙)・日(丙)
8	教育研究補助等謝金②	1,000 円/時間	一般的な教育研究補助業務	月(乙)・日(丙)
9	カウンセラー謝金	3,500 円/時間		月(乙)・日(丙)
10	医師等謝金①	25,000 円/回(半日)	医師・歯科医師 1日の場合は原則2倍以内	月(乙)・日(丙)
11	医師等謝金②	10,000 円/回(半日)	看護師・保健師・臨床検査技師等 1日の場合は原則2倍以内	月(乙)・日(丙)
12	原稿謝金(日本語)	1,500 円/枚	400 字	報酬
13	原稿謝金(外国語)	3,000 円/枚	300 語	報酬
14	原稿校閲謝金(日本語)	800 円/枚	400 字	報酬
15	原稿校閲謝金(外国語)	2,100 円/枚	300 語	報酬
16	表彰状筆耕謝金	1,000 円/枚	名誉教授・永年勤続(名前・日付等)	所得税なし
17	卒業証書筆耕謝金	300 円/枚	学位記を含む	所得税なし
18	立看板等筆耕謝金	4,000 円/枚	4,000×1,000mm 程度	所得税なし
19	同時通訳謝金①	56,000 円/日	英語	報酬
20	同時通訳謝金②	63,000 円/日	英語以外の外国語	報酬
21	逐次通訳謝金	5,800 円/時間		報酬
22	翻訳謝金①	3,200 円/枚	和文英訳(和文 400 字)・和文中訳(和文 400 字)	報酬
23	翻訳謝金②	2,200 円/枚	英文和訳(英文 300 語)・中文和訳(中文 300 字)	報酬
24	チューター等謝金	1,000 円/時間		月(乙)・日(丙)
25	ホームステイ協力謝金		※別表2による	所得税なし
26	教育実習協力校謝金		※別表3による	所得税なし
27	現場実習等委託謝金		※別表4による	所得税なし

◎本表は、標準的な単価(上限)を示したものである。執行にあたり、予算額、事業内容を勘案し、必要に応じて調整することは可能である。

◎本表により難しい場合は、事前に財務施設部長と協議のうえ単価を定めるものとする。

◎報酬にかかる居住者の所得税は 10.21%、非居住者(外国に居住している者)は 20.42%である。

◎報酬の用務に併せて旅費を支出する場合、旅費についても所得税の対象となるので、謝金事前伺書、旅行命令伺書の上部余白に「旅費有」、「謝金有」と明記すること。

別表2

ホームステイ協力謝金

(単位:円)

留学生数	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日	日帰り
1人	8,700	17,400	26,100	34,800	<u>43,500</u>	4,400
2人	14,700	29,400	44,100	58,800	<u>73,500</u>	7,400
3人	20,700	41,400	62,100	82,800	<u>103,500</u>	10,400
4人	26,700	53,400	80,100	106,800	<u>133,500</u>	13,400
5人	32,700	65,400	98,100	130,800	<u>163,500</u>	16,400
6人	38,700	77,400	116,100	154,800	<u>193,500</u>	19,400
7人	44,700	89,400	134,100	178,800	<u>223,500</u>	22,400

◎留学生が2人以上の場合は1人増加するごとに6,000円を加算する。

◎2泊以上の場合は、1泊の謝金単価に泊数を乗じた額とする。

別表3

教育実習協力校謝金

(単価:円)

学校種別	実習期間	実習生1名につき	実習校1校につき
幼稚園・小学校・中学校 高等学校・中等教育学校・特別支援学校	2週間	5,000	5,000
	3週間	7,000	5,000
	4週間	9,000	5,000

◎ただし、条例等の制度的な根拠により本表で算出し難い場合は、予算の範囲内で実習校からの要求に応じた金額を支出する。

別表4

現場実習等委託謝金

(単価:円)

施設種別	実習期間	1施設1名につき
博物館等 (学芸員資格「博物館実習Ⅱ」)	2週間	<u>7,000</u>
福祉施設等 (社会福祉士受験資格「ソーシャルワーク実習」)	2週間	<u>7,000</u>
	4週間	<u>14,000</u>

◎ただし、条例等の制度的な根拠により本表で算出し難い場合は、予算の範囲内で実習施設からの要求に応じた金額を支出する。